

毎月勤労統計調査の実質賃金について

令和7年3月分速報より、毎月勤労統計調査の実質賃金は、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」により実質化した結果と「総合」（持家の帰属家賃を含む）により算定した結果を公表しています。

これは、内閣官房「賃金・所得統計の在り方に関する検討会」¹における有識者の御意見を踏まえ、実質値の国際比較がしやすく、時系列的な連續性を確保する形で、幅広いユーザーの便宜に資する統計情報を提供できるよう、実施することとしたものです。

以下は、毎月勤労統計調査の実質賃金に関し、計算方法やその考え方等の情報を提供することを目的に、まとめたものです。

1. 毎月勤労統計調査における実質賃金の計算方法

毎月勤労統計調査の実質賃金指数は、毎月勤労統計調査の賃金指数を消費者物価指数で割ったものです。

$$\text{実質賃金指数} = (\text{名目賃金指数} / \text{消費者物価指数}) \times 100$$

名目賃金指数、消費者物価指数は、それぞれが基準としている時点（基準年）からどの程度変化したかを示すものであり、実質賃金指数はそれらの比を示したものです。

2. 実質賃金の考え方

毎月勤労統計調査では、実質賃金について、労働者の生活の実感に近い賃金の購買力を把握するため、実際に取引が行われている財・サービスに限定している「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」を用いて算出し、また、国際比較を行うユーザーの便宜に資するため「消費者物価指数（総合）」を用いて実質賃金を算出しています。

なお、持家の帰属家賃とは、持家を借家とみなした場合支払われるであろう家賃のことです。

3. 実質賃金の公表の経緯

毎月勤労統計調査では、1951年（昭和26年）1月分以降の実質賃金を公表しています。当時は、「持家の帰属家賃」は算定されておらず、当時、消費者物価指数の最も全体的な指標であった「総合」（現在の「持家の帰属家賃を除く総合」）を用いました。

その後、消費者物価指数は、1970年（昭和45年）基準への改定（1971年11月に改定）から、「持家の帰属家賃」が算定されることになり、参考系列として、「持家の帰属家賃を含む総合」の指標を作成するようになりました。

¹ https://www.cas.go.jp/seisaku/chinginshotoku_tokei/index.html

また、1985年（昭和60年）基準への改定（1986年8月の改定）では、従来の「総合」指数を「持家の帰属家賃を除く総合」に改めるとともに、「持家の帰属家賃を含む総合」の指数を「総合」指数として表記することとなりました。

ただし、毎月勤労統計調査の実質賃金については、比較対照を実際に取引が行われている財・サービスに限定することで、労働者の生活の実感により近い賃金の購買力を把握するという考え方の下、消費者物価指数として「持家の帰属家賃を除く総合」を用い、実質賃金を算出しておりました。2025年3月分結果から、国際比較を行うユーザーの便宜に資するよう、消費者物価指数として「総合」を用いた実質賃金も算出することとしました。

4. 主な国の実質賃金の公表について

毎月、実質賃金を公表している主な国は、

日本、アメリカ、イギリス、ドイツの4カ国となっています。また、公表していない国として、カナダ、フランス、イタリア、オーストラリア、韓国などがあります。実質賃金の算定において、どの物価指標を用いるかは国によって異なり、また、実質賃金を公表していない国もあります。

実質賃金の算定に用いられている消費者物価指数は、

持家の帰属家賃を含む総合を用いている国：アメリカ、イギリス、ドイツ

持家の帰属家賃を除く総合を用いている国：日本、イギリス（参考値として公表）となっています。

5. 主な国などの消費者物価指数

各国・地域が公表している消費者物価指数についてみると、アメリカは、公表系列としては「総合」のみを公表しており、「持家の帰属家賃を除く総合」は公表していません。イギリス、フランス、ドイツは、各国の基準に基づく公表系列に加え、欧州統計局（Eurostat）がHICP（調和消費者物価指数）として公表している系列も含めると、「総合」と「持家の帰属家賃を除く総合」の双方を公表しています。イタリアは、「持家の帰属家賃を除く総合」のみを公表しています。

HICPは、欧州連合加盟国のインフレ率を国際的に比較できるよう、欧州統計局（Eurostat）が統一的な基準で作成しているものです。HICPでは、実際に金銭の受け渡しが発生する家計の最終消費支出を捉える等の観点から、持家の帰属家賃や生命保険料、公的健康保険料などが対象外となっています。

6. 国ごとの取扱いの差異の背景

各国の住宅環境をみると、日本やイタリアは他国に比べて持家比率が高くなっています。実質賃金を国際比較する際には、利用目的に応じ、こうした違いにも留意する必要があります。

各国の持家比率

日本	イタリア	フランス	イギリス	ドイツ	アメリカ	デンマーク	スウェーデン	オランダ
61.2%	57.6%	38.7%	32.6%	26.0%	22.9%	15.0%	9.8%	9.2%

※日本の数値は、「平成30（2018）年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）。

諸外国の数値は、泉田信行（2019）「OECD Affordable Housing Database」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』、2019年第4巻第3号、pp. 403-404。